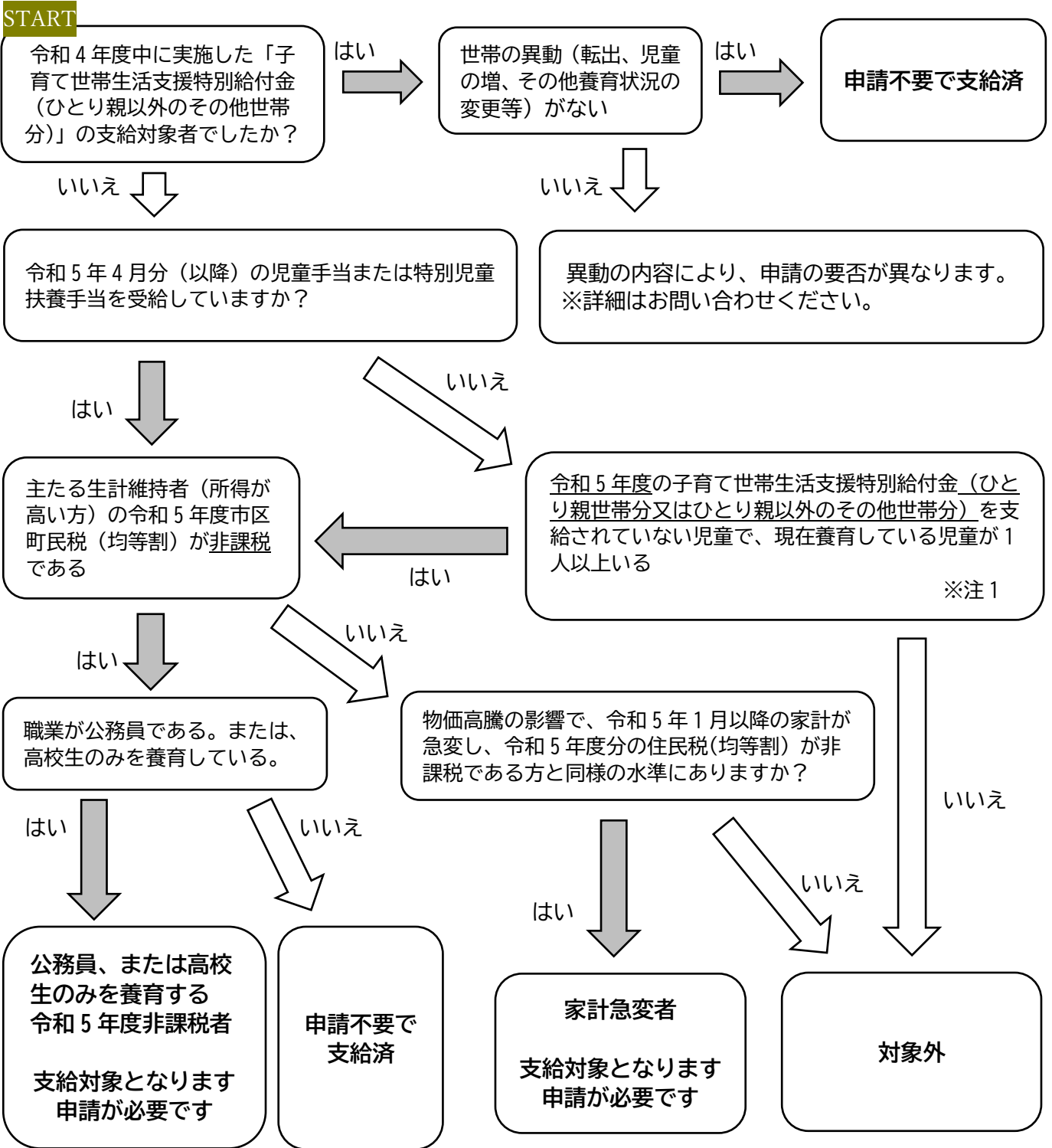


その他世帯分 給付金支給要件確認フローチャート



※注1：既に令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象になった児童については、ひとり親以外のその他世帯分の支給対象にはなりません。
当該児童について、離婚後新たに養育することになった場合等は、ひとり親世帯分での申請が必要です。